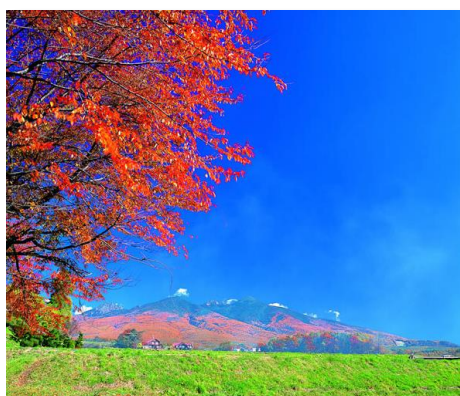


第2次富士見町都市計画マスタープラン 概要版

豊かな自然と共生した安心安全で生活基盤が確かなまち

2020 ～ 2039 年度



令和2年3月

富士見町

序章 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープラン改定の背景及び目的

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設、景観、防災、福祉等の様々な要素に関して、本町が目指すべき取組の方向性を明確にし、実現していくことを目的として策定するものです。

都市計画マスタープラン改定の背景及び目的

平成14年(2002年)3月に策定された現行の富士見町都市計画マスタープランの策定当時は、人口増加が一段落し、横ばい傾向の時期でしたが、その後の社会・経済情勢の大きな変化に伴い、本町の総人口は平成17年(2005年)をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和27年(2045年)には1万人を割る見込みとなっています。

こうした背景を踏まえ、急速に進む人口減少社会に対応しつつ、暮らしを支える生活基盤を着実に維持・充実していく持続可能な都市づくりを進めていくため、都市計画に関する基本的な方針の見直しを行い、「第2次富士見町都市計画マスタープラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第5次富士見町総合計画」「第2次国土利用計画(富士見町計画)」等の上位計画に即して、分野別計画の方針と整合・調整を図りながら定めるものです。

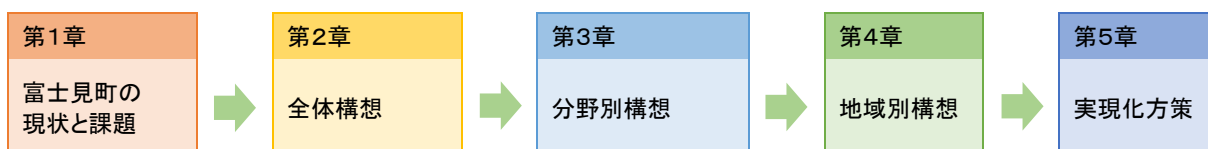
3 計画対象区域

計画対象区域 富士見都市計画区域を含む「富士見町行政区域全域(144.76km²)」

4 計画期間

計画期間 令和2年度(2020年度)から令和21年度(2039年度)

5 計画の構成



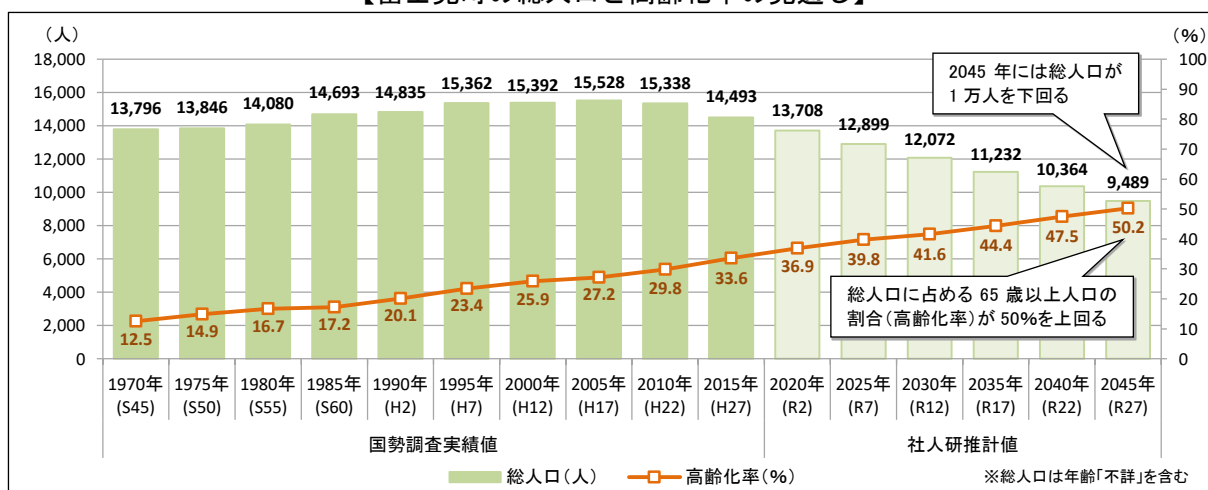
第1章 富士見町の現状と課題

1 都市計画上の主要課題

① 人口減少・高齢化社会に対応した持続可能な都市の形成

無秩序な開発等を抑制しつつ、より充実したコンパクトな市街地の形成を図るなど、人口減少・高齢化社会に対応した持続可能な都市づくりが求められます。

【富士見町の総人口と高齢化率の見通し】



資料：【1970～2015年】総務省統計局「国勢調査」

【2020～2045年】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

② 大規模な面整備を前提とした都市計画の見直し

■ 現実的に整備が困難な都市計画道路

都市計画道路については、地形的に整備が困難な道路や建築密集地で事業化が困難な道路等が存在していることから、見直しを行い、計画的に整備を推進していく必要があります。

■ 用途地域内における低・未利用地への対応

用途地域内において、地形的な制約等により十分な土地利用が図られていない低・未利用地が存在しており、土地利用及び規制誘導の方策を検討していく必要があります。

③ 立地適正化計画との整合性及び適正な土地規制誘導

居住や施設等を緩やかに維持・誘導するエリアを定め、公共交通によって地域や施設を結び、人口減少に対応したまち(コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり)を目指すことをねらいとする「富士見町立地適正化計画」との整合性を確保する必要があります。

また、白地地域において、無秩序な開発の抑制や良好な住環境の形成を図るため、周辺環境との調和に配慮した土地利用規制誘導方策の検討が必要です。

第2章 全体構想

本章では、本町が目指す将来都市像、まちづくりの目標、将来都市構造、目標人口について示します。

1 将来都市像

豊かな自然と共生した安心安全で生活基盤が確かなまち

安心安全で生活基盤が確かなまちになるためには、町民の暮らしを支える生活基盤（土地利用、環境保全、交通・道路、防災・防犯等）を適切に維持し、充実させていくことが必要です。

豊かな自然と共生する富士見町らしい住環境を整えるとともに、自然や景観の保全と都市機能の充実を両立させた、メリハリのついた土地利用を推進し、行政が支えて行くべき生活基盤を町民と共に着実に維持し、更に充実させていくことで、豊かな自然と共生した安心安全で生活基盤が確かなまちづくりを進めます。

2 まちづくりの目標

目標① 豊かな自然環境と共生する美しいまち

八ヶ岳と富士の眺望やまちなみ、田園風景などの美しい景観の保全・育成を進めるとともに、豊かな自然環境を価値ある資源として保全・活用し、魅力ある美しいまちづくりを進めます。

目標② 安心安全で健やかな暮らしを支えるまち

町民の暮らしを支える生活基盤を維持・充実するとともに、交通弱者の移動手段の確保など、暮らしに必要な移動ができるまちづくりを進めます。また、地域と行政が連携して防犯・防災力を高め、安心安全で健やかな暮らしを支えるまちづくりを進めます。

目標③ 地域の個性を活かした人々を引き付ける魅力あるまち

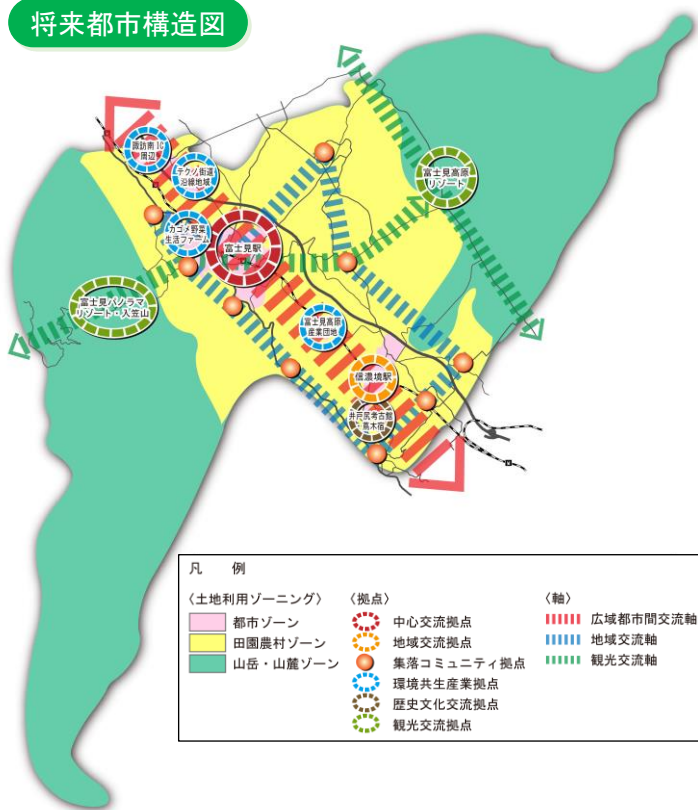
4か村合併による町の成り立ちや、これまで進めてきた都市づくりの経緯を踏まえて、現状の都市構造を尊重しつつ、歴史・文化、産業、観光など多様な拠点の維持・充実を進めます。また、町民一人ひとりが地域の魅力を理解し、次世代や移住希望者等に地域の魅力を語るよう、シティプロモーションによるまちの魅力発掘・発信を行っていくとともに、地域の個性を活かした機能分担や他市町村との連携を強化していくことで、人々を引き付ける魅力あるまちづくりを進めます。

目標④ 協働による住民が主役となるまち

これまでの実施してきた区・集落組合を中心とする地域と行政との協働をさらに推進することに加え、各産業に関わる事業者等とのつながりを強化し、多様な主体がまちづくりに参加する仕組みづくりを進めます。

3 将来都市構造

将来都市構造図



土地利用ゾーニング	基本方針
都市ゾーン	都市機能の集約化や産業機能の強化を図り、効率的で持続可能な都市づくりを目指します。
田園農村ゾーン	優良農地の保全と農業生産基盤の充実により生産性の向上に努めるとともに、各地域が有する良好な景観を町民共有の財産として保全・継承し、周囲の自然環境との調和を図りながら集落環境の整備を推進します。
山岳・山麓ゾーン	本町の風土及び景観特性を構成している山岳地域であり、貴重な高山植物、鳥獣類が生育・生息しており、自然公園法に基づく自然公園地域に指定されているところもあることから、その維持・保全に努めます。

拠点	基本方針
中心交流拠点	人・もの・情報が行き交い都市活動を支える中心となる場所としての機能の維持・充実を図ります。
地域交流拠点	日常生活に密着した都市機能や住環境の維持・充実を図り、信濃境駅周辺地域における生活の中心となる場所としての機能の維持・充実を図ります。
集落コミュニティ拠点	地域住民の日常生活に必要な機能の維持・充実や交通手段の確保を図るとともに、各地域における伝統や文化を支えるコミュニティの維持を図ります。
環境共生産業拠点	本町の産業活動をけん引する産業機能の維持・充実を図ります。
歴史文化交流拠点	地域の歴史・文化資源を活かした交流促進の場としての機能の維持・充実を図ります。
観光交流拠点	本町の2大リゾートとしての機能の維持・充実や広域連携による観光振興を図ります。

軸	基本方針
広域都市間交流軸	本町全体の発展を支え、道路交通、都市防災、交流など様々な役割を担う軸として維持・充実を図ります。
地域交流軸	町内の各地域間の連携・交流の促進や産業の振興を担う軸として維持・充実を図ります。
観光交流軸	2大リゾートを拠点とした観光振興や広域連携による観光振興を担う軸として維持・充実を図ります。

4 目標人口

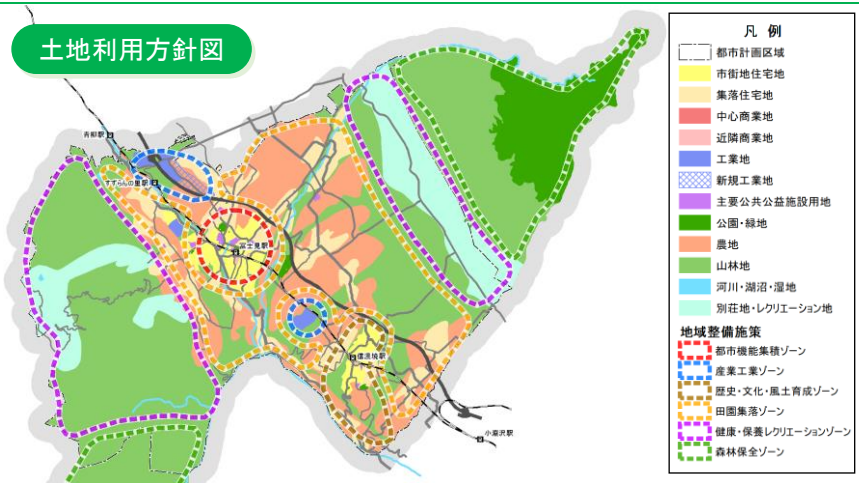
目標年度(概ね20年後)「令和21(2039)年度」における目標人口を「10,940人」と設定します。

第3章 分野別構想

本章では、全体構想の方針を受けて、総合的・計画的に都市づくりを進めていくための分野別の方針を示します。

1 土地利用の方針

- 自然や景観の保全と都市機能の充実を両立させた、メリハリのついた土地利用を推進します。
- 住居や農地を地域資源と捉え、適切な活用を促進します。

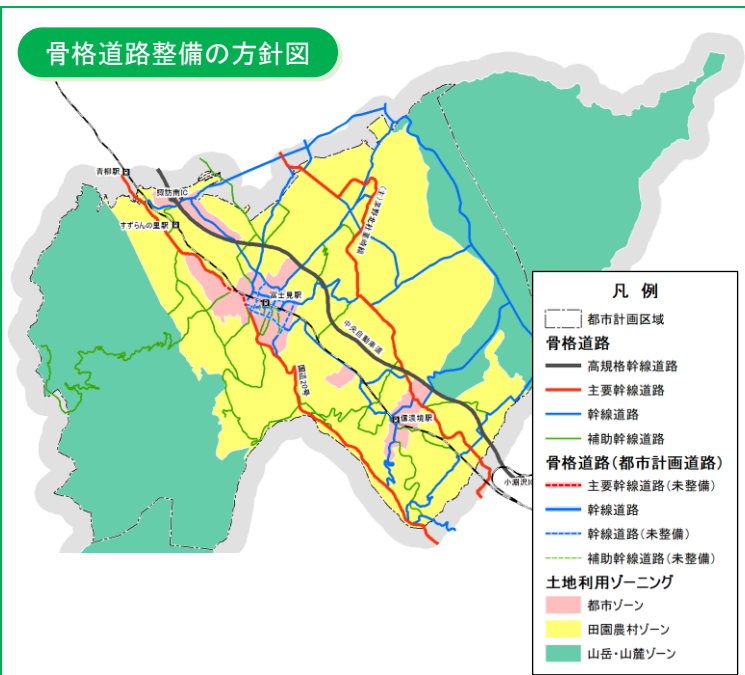


2 都市施設の整備方針

2-1 交通体系整備の方針

(1) 骨格道路整備の方針

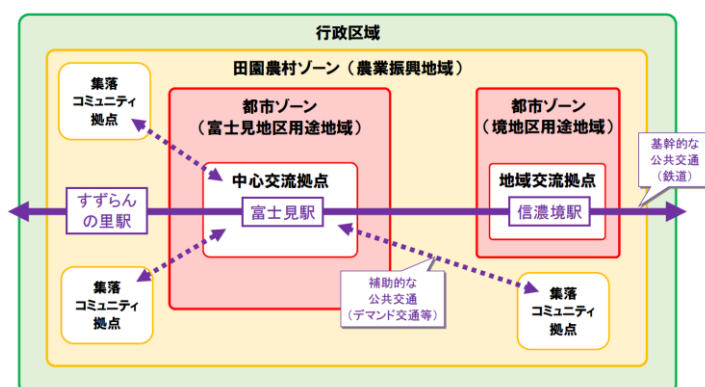
- 主要幹線道路及び幹線道路を強化し、地域間連絡性の向上を図ります。
- 通過交通と観光交通、生活交通の機能分離を行い、各地域における交通利便性の向上を図ります。
- 安全で誰もが歩きやすい歩行者空間を確保し、個性的で魅力的な道路の整備を目指します。
- 実現性の高い都市計画道路網の再構築を図るとともに、更に整備を推進します。



(2) 公共交通ネットワーク形成の方針

- 首都圏や周辺都市との交流の玄関口となる富士見駅や信濃境駅、すずらんの里駅について、交通結節点としての機能充実を図ります。
- 広域的な都市間の交流を支える中央道高速バスのバス停周辺について、利便性の向上や機能充実を図ります。
- デマンド交通の利用促進に取り組みます。
- 利用者ニーズの把握や次世代都市交通システムの研究等を行い、住民の移動を支える地域に合った公共交通のあり方を検討します。

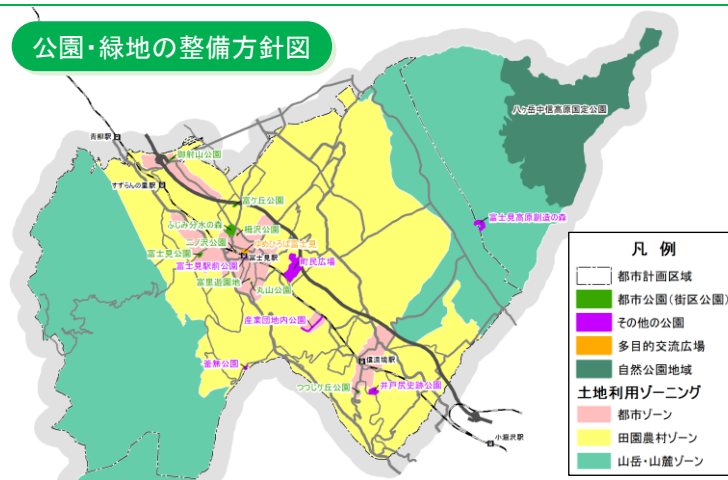
公共交通ネットワークの概念図



2-2 公園・緑地の整備方針

- 町内の公園等の管理を計画的に進めます。
- 公園の安全な利用のため、施設の整備や管理を適正に進めます。

公園・緑地の整備方針図



2-3 下水道の事業方針

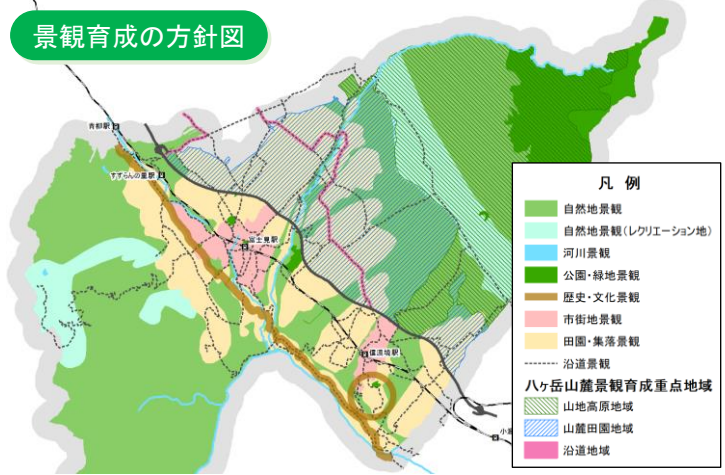
- 市街地等の生活環境の改善、河川等の公共用水域の水質保全と町民の快適な生活環境の形成などを図り、下水道の整備及び維持管理・更新を計画的に進めます。

2-4 その他の都市施設の整備方針

- 多様化する生活様式に対応し、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動の確保を目標として、ごみ処理場火葬場等の都市施設の計画的な整備を進めます。

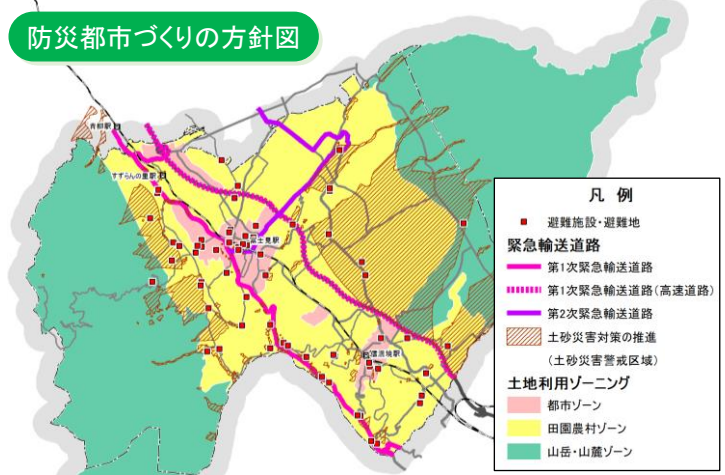
3 景観育成の方針

- 地域の個性を反映した富士見町らしい景観を守り、育て、生かしていくため、よりきめ細かな対策を進めます。



4 防災都市づくりの方針

- 防災・減災対策を総合的に検討し、強靱な土地基盤の形成を図ります。
- ハード・ソフトを組み合わせ、一体的な災害対策を推進し、住民が安心安全に暮らせる、災害に強いまちづくりを進めます。



5 福祉のまちづくりの方針

- ノーマライゼーションの理念に基づき、移動や活動のしやすさを確保するためのまちづくりを進めます。
- 自助・共助・公助の連携により、地域における課題解決に取り組んでいけるような環境づくりを推進します。
- 町民一人ひとりがまちづくりに参加するための意識の高揚・啓発に努めます。



第4章 地域別構想

本章では、地域の個性を活かしたまちづくりを進めるため、町内を5つの地域に区分し、各地域において重点的に取り組む施策等の基本的な方針など、地域別のまちづくり方針を示します。

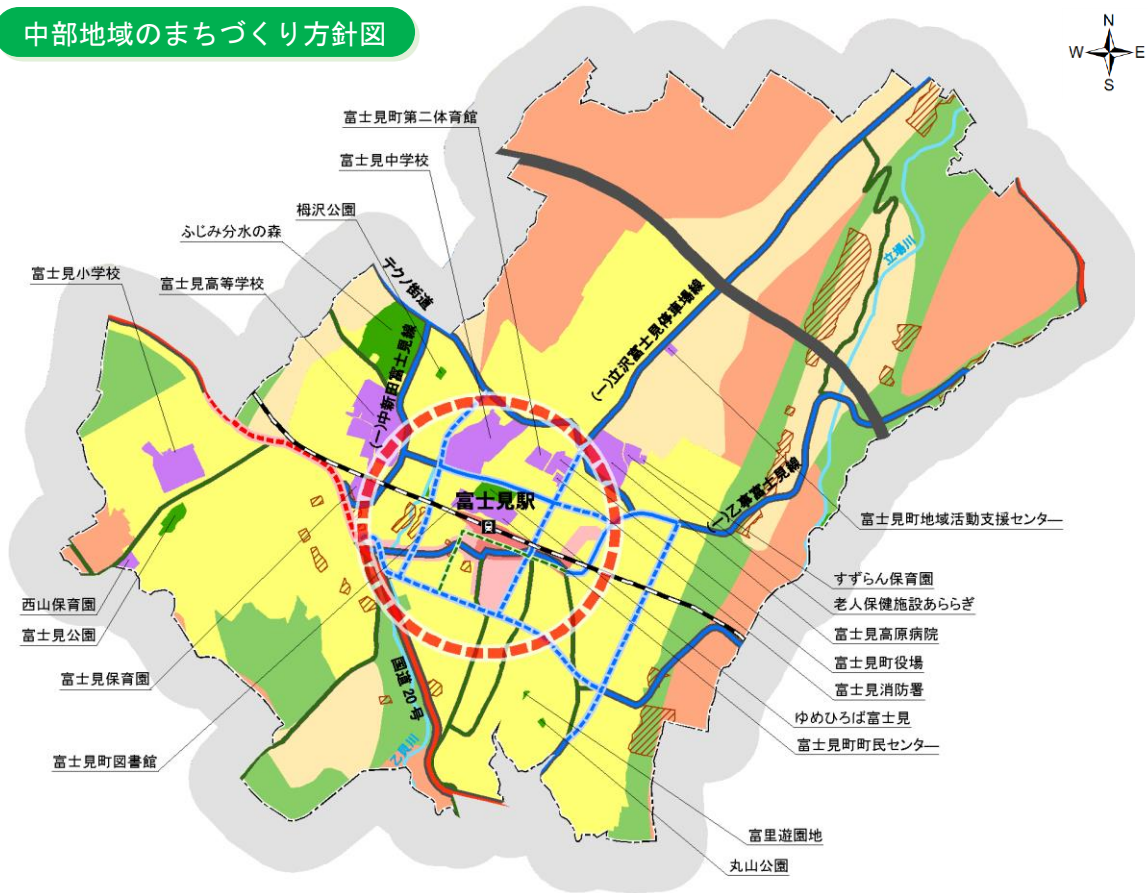
1 中部地域のまちづくり構想

中部地域の将来像（まちづくりの目標）

- 富士見駅周辺に集積する医療・福祉・商業等の町民の暮らしを支える中核的な都市機能の維持・充実を図るとともに、公共交通網との連携により、町全体の生活利便性を支える中心交流拠点の形成を目指します。
- 空家等を活用しながら居住を促進し、多世代が暮らし、集う場として、利便性の高いまちづくりを目指します。



中部地域のまちづくり方針図



凡例	
<拠点> 中心交流拠点	<骨格道路> 高規格幹線道路 主要幹線道路 幹線道路 補助幹線道路
<土地利用> 市街地住宅地 集落住宅地 中心商業地 近隣商業地	<骨格道路(都市計画道路)> 主要幹線道路(未整備) 幹線道路 幹線道路(未整備) 補助幹線道路(未整備)
工業地 主要公共公益施設用地 公園・緑地 農地 山林地 河川・湖沼・湿地	<災害リスク> 土砂災害警戒区域

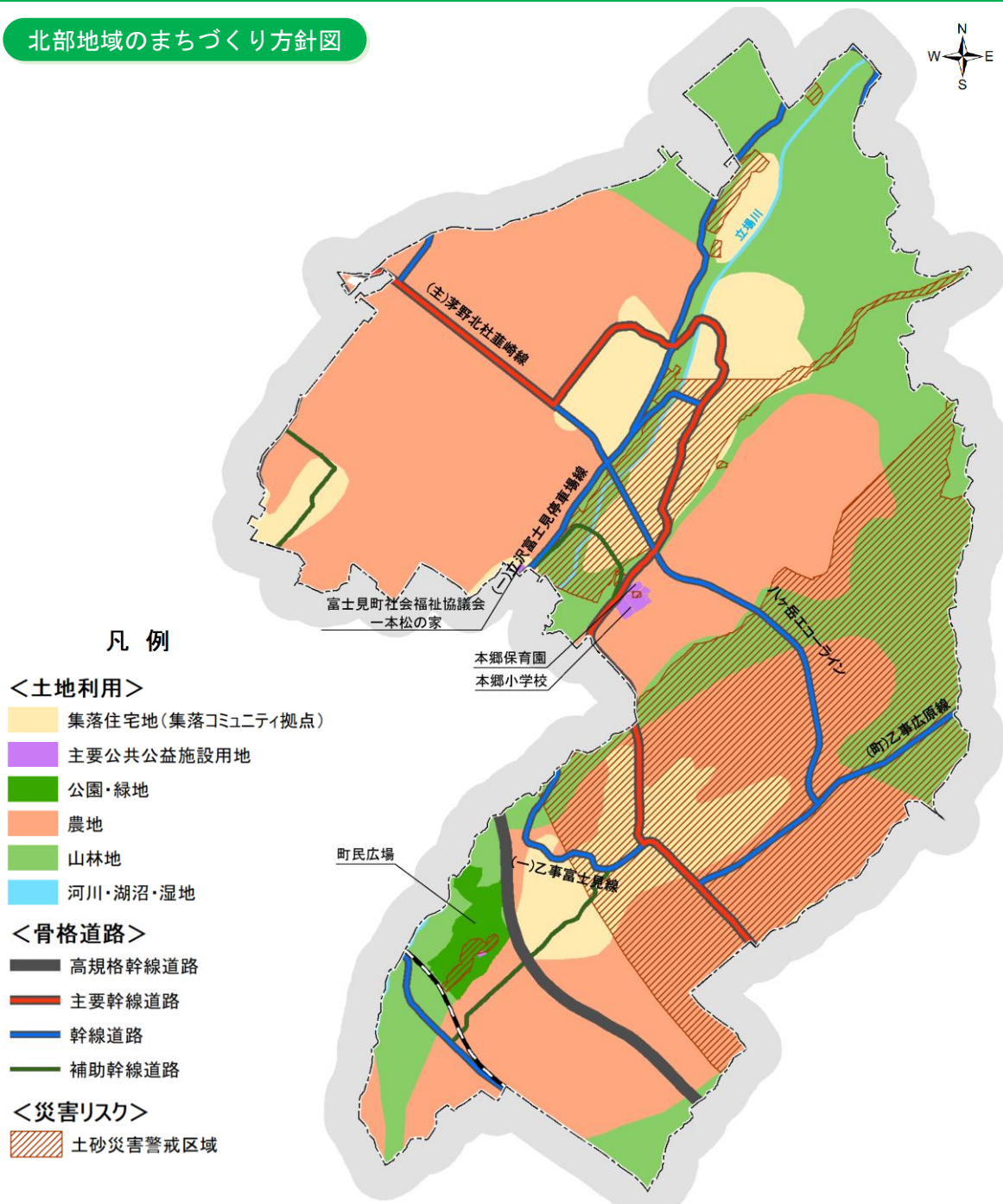
2 北部地域のまちづくり構想

北部地域の将来像（まちづくりの目標）

- 八ヶ岳山麓の裾野に広がる美しい景観を有する田園集落地域について、良好な郷土の風景を守るため、農業従事者の高齢化や後継者育成等に配慮しながら、農業生産の基盤地域として農地の整備・保全や不作付農地の活用を図り、田園風景の保全と共生した環境づくりを目指します。
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実を図るとともに、公共交通網との連携により、高齢者等が安心安全に暮らせるまちづくりを目指します。



北部地域のまちづくり方針図



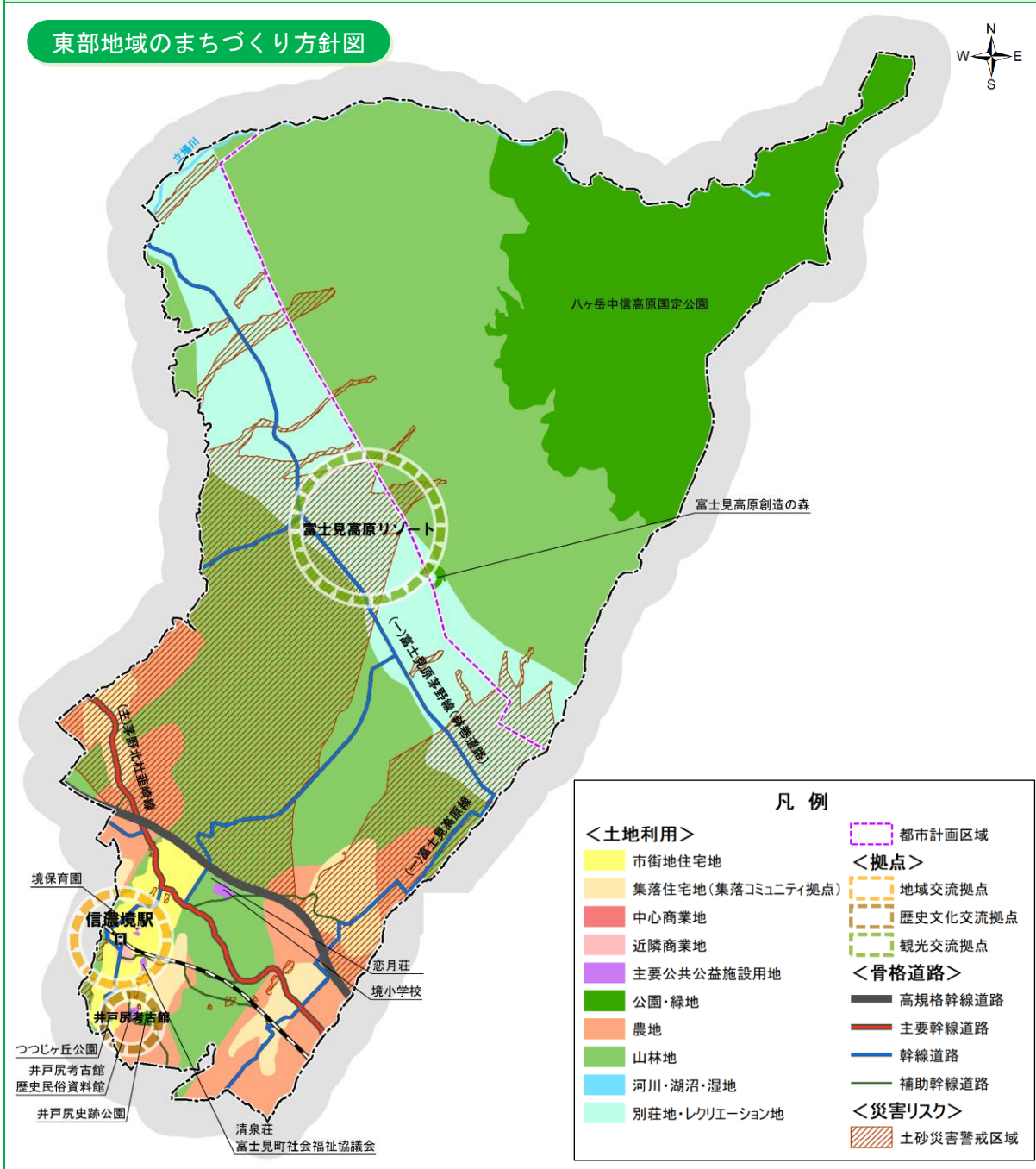
3 東部地域のまちづくり構想

東部地域の将来像（まちづくりの目標）

- 富士見市街地との適正な機能分担の下、信濃境駅周辺に立地する日常生活サービス機能の維持・充実に努め、周辺地域の生活利便性を支える地域拠点の形成を目指します。
- ハヶ岳山岳地域の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、富士見高原リゾート等の観光資源を活用し、質の高い観光リゾート地の形成を目指します。
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実に努めるとともに、公共交通網との連携により、高齢者等が安心安全に暮らせるまちづくりを目指します。



東部地域のまちづくり方針図



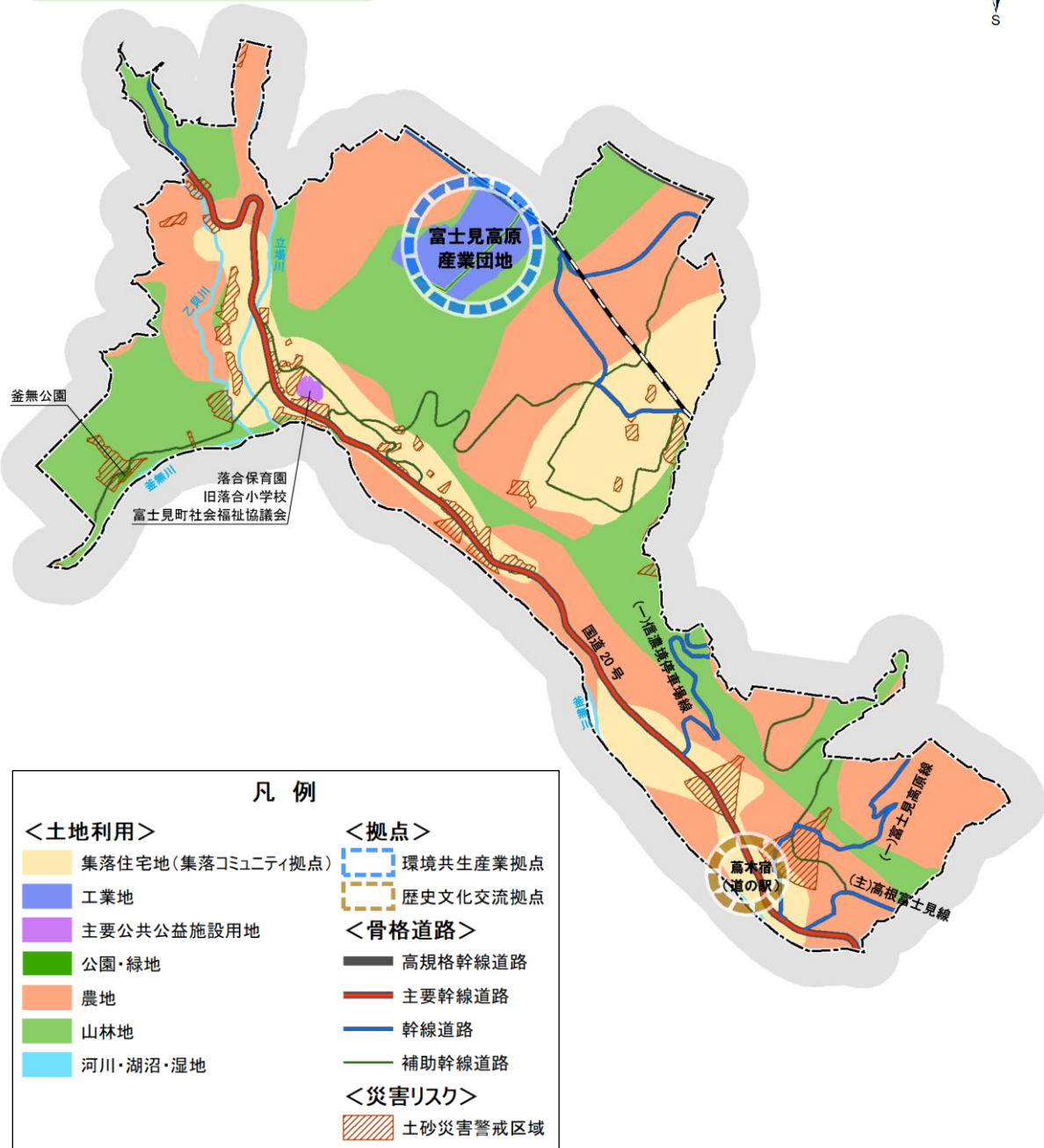
4 南部地域のまちづくり構想

南部地域の将来像（まちづくりの目標）

- 甲州街道の旧宿場町としてのまち並みを守るとともに、長野県の玄関口として、道の駅等を活用しながら、歴史的な特性を活かしたまちづくりを目指します。
- 富士見高原産業団地における産業機能の維持・充実に努め、雇用の場の確保を目指します。
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実に努めるとともに、公共交通網との連携により、高齢者等が安心安全に暮らせるまちづくりを目指します。



南部地域のまちづくり方針図



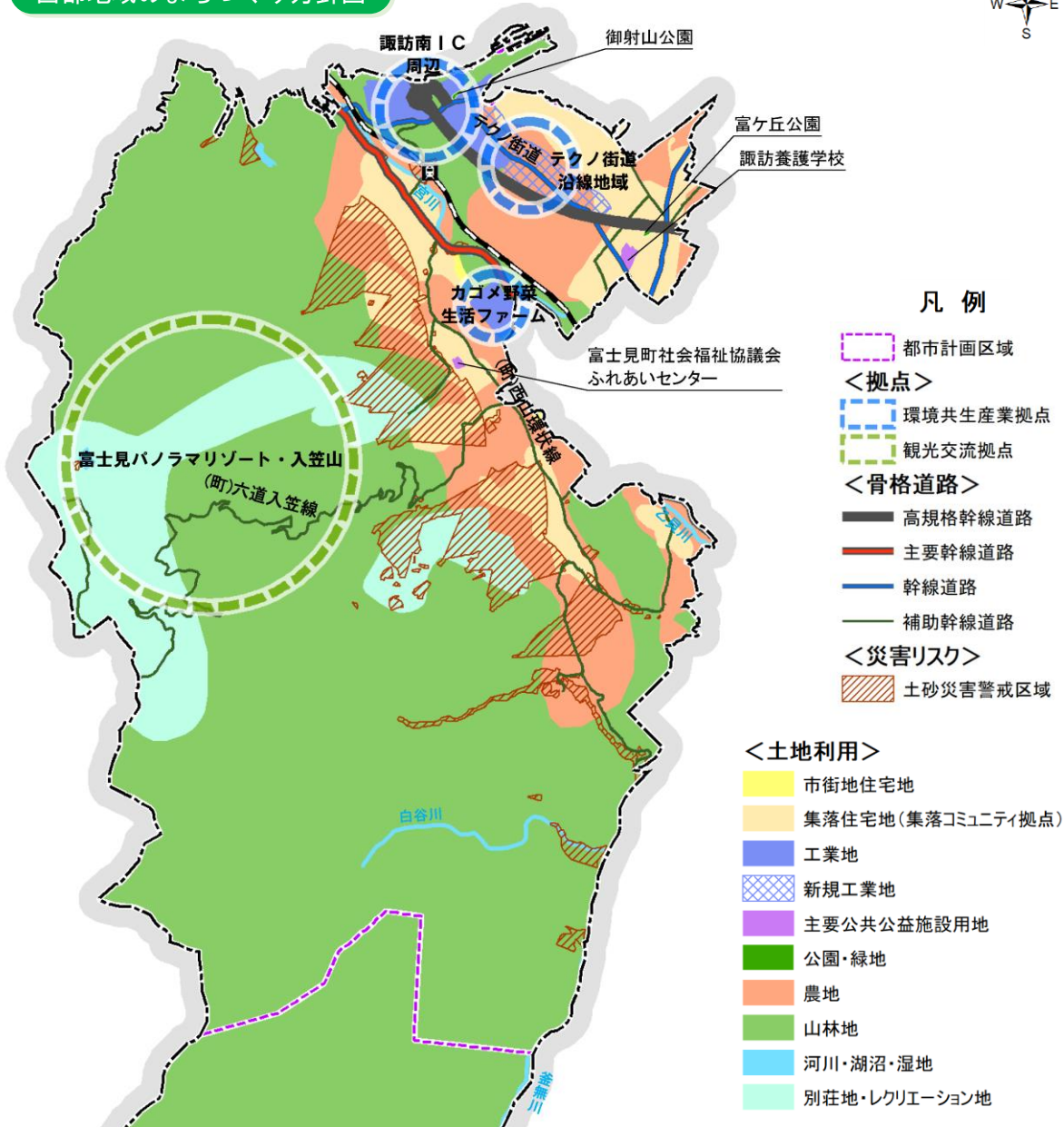
5 西部地域のまちづくり構想

西部地域の将来像（まちづくりの目標）

- 諏訪南インターチェンジやテクノ街道沿道において、農地の保全や周辺地域との調和に配慮しながら、将来の人口規模や町の産業の強化に適切に対応するため、企業誘致に向けた必要な用地の確保や基盤整備を図り、本町の産業活動をけん引する産業機能の維持・充実を目指します。
- 入笠山麓や入笠湿地等の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、富士見パノラマリゾート等の観光資源を活用し、質の高い観光リゾート地の形成を目指します。
- 暮らしを支える生活基盤の維持・充実を図るとともに、公共交通網との連携により、高齢者等が安心安全に暮らせるまちづくりを目指します。



西部地域のまちづくり方針図



第5章 実現化方策

本章では、都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)の実現化に向けた取組や計画の進行管理・見直しについて示します。

1 計画策定から実現化までの流れ

関連する分野の横断的な庁内検討委員会を定期的・継続的に開催し、意識の共有、コンセンサスなどを確認しながら、分野別関連計画と整合・連携を図り、一体的な取組を進めます。

【計画策定から実現化までの流れ】



2 計画の実現化に向けた取組

(1) 計画期間内において重点的に取り組む事項

本計画の実現化に向けて、計画期間内において重点的に取り組む事項を定め、積極的な取組と早期実現を目指していきます。

■ 土地利用規制誘導の適正化（用途地域等の見直し）

① 計画的な土地利用の推進に向けた規制誘導方策の導入

- 都市機能の集約化や居住の誘導を見据えるとともに、都市計画道路の適正配置との整合を踏まえながら、利便性の高い市街地環境の形成に向けた規制誘導方策を検討します。
- 用途地域に隣接し宅地化が進行している地域について、無秩序な開発の抑制や良好な住環境の形成を図るため、地区計画制度の活用や将来的な用途地域の指定を検討します。

② 環境共生産業拠点の形成に向けた都市計画制度活用の検討

- 諏訪南インターチェンジ及びテクノ街道周辺について、周辺環境との調和を図りながら、産業基盤の整備・拡充を計画的に進めていくため、工業系用途地域の指定を検討します。

■ 「都市計画道路」の見直しと計画的な整備の推進

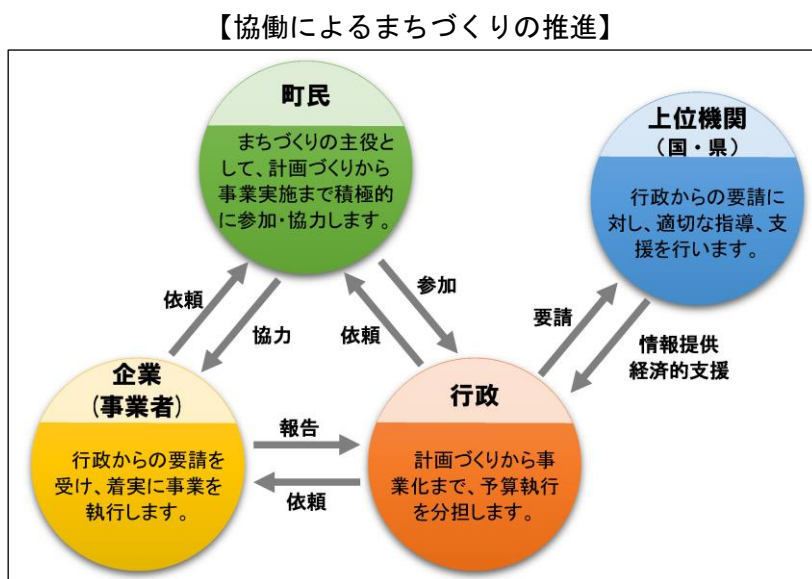
- 地域住民や関係機関等と十分調整を図りながら、地形的に整備が困難な路線や建物密集地で事業化が困難な路線等について、都市計画道路の見直しを行い、計画的な整備を推進します。

■ 関連計画の策定・見直し

- 町内外に誇れる良好な郷土景観を町民共有の財産として保全・継承するため、景観行政団体への移行を検討するとともに、景観計画の策定や景観条例の制定を検討します。

（２）協働によるまちづくりの推進

本計画の実現化に向けては、町民・企業(事業者)・関係機関等と行政の協働によるまちづくりを基本原則とし、まちづくりの理念や目標を共有し、それぞれの役割分担に基づいて積極的にまちづくりに関わっていくことが重要となります。



（３）周辺自治体や関係機関との連携

土地利用計画や都市基盤整備などは、周辺自治体や県と連携し、一体となって意識を共有できるよう取り組みます。

（４）制度活用による計画の推進

① 関係法令の運用

- 都市計画法に基づく各種制度等を地域の実情に合わせて適切に運用していきます。

② 各種事業手法の活用による財源確保

- 事業実施の財源確保のために、国や県における補助事業など各種制度の動向を把握し、適切な活用を進めていきます。また、施設整備にあたっては、民間活力の活用なども必要に応じて検討していきます。

3 計画の進行管理と見直し

本計画は概ね 20 年間という長期的視点に基づく計画であり、今後は、「PDCAサイクル」に基づいて適切に計画の進行管理を行っていきます。

また、上位計画と整合を図りつつ、柔軟に見直しを行っていきます。

第2次富士見町都市計画マスタープラン 概要版

令和2年3月

発行 富士見町役場
〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777
電話 0266-62-2250(代表)
富士見町 HP <http://www.town.fujimi.lg.jp>